

信託相談所取扱状況

(平成 29 年 4 月から 6 月中)

(概況)

信託相談所の平成 29 年度第 1 四半期の取扱件数は 296 件で、後見制度支援信託、教育資金贈与信託、遺言・相続関連業務の減少を背景に、前年同期の 331 件と比べて 35 件減少した。

相談・照会件数は 291 件であり、業務別の多い順でみると、信託業務では、①特定障害者の生活の安定に資するための特定贈与信託に関するもの(81 件)、②後見制度支援信託、教育資金贈与信託を含む金銭信託・貸付信託に関するもの(48 件)、③個人や企業が自らの財産を提供し、社会に貢献するための公益信託に関するもの(7 件)であった。併營業務では、遺言の執行等を行う遺言・相続関連業務に関するもの(8 件)と株式の名義書換等を行う証券代行業務(8 件)であった。

また、苦情件数は 5 件であった。

(主な相談・照会の事例)

1. 信託業務

・金銭信託について

Q 教育資金贈与信託とはどのようなものか。

A 教育資金贈与信託は、孫等(受益者)の教育資金として祖父母等(委託者)が信託銀行等(受託者)に金銭等を信託した場合に、1,500 万円(学校等以外の教育資金の支払いに宛てられる場合には 500 万円)を限度として贈与税が非課税になる信託です。なお、贈与を受ける方(受益者)は、信託を設定する日、すなわち信託契約を締結する日において 30 歳未満の個人に限られています(文部科学省の「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税に関する Q&A」をご参照ください。)

(http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zaisei/1332772.htm)

Q 後見制度支援信託とはどのようなものか。

A 後見制度を利用するご本人の財産管理面でバックアップするための信託です。家庭裁判所の指示にもとづき、ご本人の現金や預貯金に関して、信託を活用して管理することができます仕組みになっています。ご本人(委託者兼受益者)が、金銭を信託銀行等に信託します。信託された金銭は、元本補てん契約の付いた指定金銭信託で安定的に運用されます。なお、元本補てん付きの指定金銭信託は預金保険制度の対象にもなっていません。信託契約の締結、一時金の交付、信託

の変更、解約の手続は、家庭裁判所の指示書にもとづいて行われます。

・特定贈与信託について

Q 対象となる「特定障害者」は、障がいの程度によって、贈与税の非課税限度額が異なるのか。

A 異なります。障がいの程度によって、「特別障害者」と「特別障害者以外の特定障害者」に分けられており、「特別障害者」とは、精神または身体に重度の障がいがある方をいい、6,000 万円まで贈与税が非課税になります。また、「特別障害者以外の特定障害者」に該当する方は、3,000 万円まで贈与税が非課税になります。なお、特別障害者等の範囲等は、相続税法で定められています。

Q 信託設定後 3 年以内に委託者が亡くなった場合、相続財産となるのか。

A 委託者が亡くなった場合、本制度により非課税の適用を受けた金額に相当する部分の価額は、相続開始以前 3 年以内のものであっても、相続税の課税価格に加算されません。

2. その他

・信託法・信託業法関連について

Q 家族信託とは、どのような内容ですか。

A 遺言代用信託とは、委託者が受託者に財産を信託して、委託者自身を自己生存中の受益者とし、子・配偶者などを死亡後の受益者とすることによって、死亡後における財産の分配を信託によって達成しようとするもので、例えば、相続が発生したときに、葬儀費用や当面の生活費などの必要な資金を予め指定された受取人が速やかに受理することができます。また、後継ぎ遺贈型の受益者連続信託とは、例えば、夫が生前は自らを受益者として、夫の死後は妻を、妻の死亡後はさらに長男を連続して受益者とする旨を定める信託です。

(苦情の主な事例)

・ 3 年前からマンションの賃貸ローンと住宅ローンを借り入れているが、半年前に金利の引下げを依頼した。後日、0.1%の引下げができるという趣旨と返済予定表の郵送があった。最近、取引通帳を見ると金

利が引き下げられていないことが分かったので銀行に連絡したところ、「郵送後申出人から何も連絡が無い状態にしておいた」との回答であった。申出人も手続をしていなかったことは認めるが、申出人から銀行に何も連絡が無い場合、おかしいと判断して申出人に連絡することが常識ではないか。銀行は「他行で借り換えして欲しい」と言うのならば、借り換え費用は銀行で負担すべきだ。納得がいかない。

- 年金基金からの金銭を銀行から受給している。受取先である金融機関の通帳の振込先の名義が銀行名であるため、受取先の金融機関のポイントが付かない。銀行に「年金基金代行〇〇銀行」の名義で振り込めないか聞いたができないと言われた。通帳への記帳ができないのか、できないなら文書で回答して欲しい旨伝えたが断られた。納得がいかない。
- 平成 22 年、ある会社の株を購入したが、2 週間前に「配当金領収書未着喪失届」の送付があった。株式取得時から配当金は口座振込の手続をしていたと思っていたが、郵便を受取って初めて配当金領収書方式であったことに気がついた。銀行から送られて来た書類に必要項目を記入して返信したところ、1 週間前に配当金支払拒絶の案内が銀行から送られてきた。支払拒絶の理由は、昨年 11 月末をもって権利を行使できる期限が到来したので配当金の支払はできないとの事だが、納得がいかない。
- 申出人と従兄との間で遺言無効確認請求の調停申立を行っていた。第一回の調停後、

銀行財務コンサルタントから陳述書が提出された。突然第三者から文書が提出されたこと、その内容が事実に基づかない主観的な内容も含まれており不信感を抱いた。納得がいかない。

- 夫の遺産整理業務を銀行に依頼した。被相続人の共有持分(対象物件)を申出人(妻)名義に相続登記した際、担当者が長女の意向を確認せずに、当該建物における長女の共有持分(既登記分)について長女の住所変更登記をしてしまった。長女より、「(長女は夫と別居中であり)夫に現住所を知られたくないので夫との共有持分について住所変更登記をして欲しくない」と依頼したはず。納得がいかない。
- 平成 25 年、孫 4 人に対して教育資金贈与信託の契約を結んだが、昨年、残高がほとんど引き出されていることが分かった。銀行に履歴、領収書等を調べてもらったところ、教育資金目的での領収書は少ないことがわかった。委託者(祖母)としては受益者(孫)の教育費に充てるつもりで契約したのに払出のときに銀行はチェックをしないのか。納得がいかない。
- 相続で株を譲り受けたが、配当金振込が少なくとも 1 回抜けていることに気が付いて銀行に連絡したが明確な回答がない。納得がいかない。
- 仕事の関係で出かけた先の銀行の支店で口座開設の手続きをしようとしたところ、「何のために使うのか」等個人的な事まで行員が聞いてくるので、嫌気がさして口座開設をしなかった。口座を作れない理由があるなら教えてほしい。納得がいかない。

信託相談所取扱状況(平成 29 年 4 月～6 月中)

(単位:件)

項目	当四半期 (平成 29 年 4 月～6 月中)	前四半期 (平成 29 年 1 月～3 月中)	前年度同四半期 (平成 28 年 4 月～6 月中)
相談・照会(計)	291	334	327
(1)信託業務	149	174	168
(2)併營業務	18	21	30
(3)銀行業務	11	9	19
(4)その他	113	130	110
(うち信託法・信託業法関係)	(38)	(39)	(28)
苦情(計)	5	6	4
(1)信託業務	3	1	0
(2)併營業務	0	3	2
(3)銀行業務	2	2	2
(4)その他	0	0	0
合計	296	340	331